

# 千葉ランニングクラブ規約

第 1 条(名 称)この会は千葉県ランニングクラブ(略称千葉RC)と称し、事務局を千葉市稲毛区穴川3-1-17に置く。

第 2 条(目 的)この会はランニングを通して会員の健康増進、会員相互の親睦を深めるとともにランニングの普及と発展を図ることを目的とする。

第 3 条(活動・事業)この会は前条の目的を達成するために次の活動及び事業を行う。

1. ロードレース大会・陸上競技大会への参加及び選手派遣
2. ロードレース大会・陸上競技大会の開催
3. 講習会・練習会・親睦会の開催
4. 上部団体への加入及びその活動への参加
5. その他、この会の目的達成に必要な活動

第 4 条(構 成)この会は千葉県及び千葉県近郊に在住、在勤、在学する個人又は団体のランニング愛好者で構成する。

第 5 条(総 会)総会はこの会の最高決議機関であり、毎年1回開催され次の事項を審議・決定する。

1. 活動方針の審議・決定
2. 予算の決定及び決算の承認
3. 規約の改訂
4. 役員を選出
5. その他重要事項についての決定

第 6 条(運営委員会)この会の運営を円滑にするために運営委員会を置く。運営委員会は総会の決定に基づく執行機関であり、会長がこれを召集する。

第 7 条(役 員)運営委員会は以下の役員によって構成され、各役員は総会において選出される。

会長1名、副会長若干名、事務局長1名、会計1名、運営委員数名  
尚、運営委員会構成役員の他に会計監査1名が総会において選出される。

第 8 条(役員の職務)役員の職務は次の通りとする。

1. 会長は会を代表し、総会の決定に基づく会務全般を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に故ある時は会長の職務を代行する。
3. 事務局長は役員会の決定に基づく会務一般を統括する。
4. 会計はこの会の会計を経理する。
5. 運営委員は会の各事項について審議・決定・執行する。
6. 会計監査はこの会の会計を監査する。

第 9 条(役員の任期)役員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。

第 10 条(議決権及び決議)この会の会議はその構成員の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。総会において委任状を提出した者は出

席者とみなされる。

第 11 条(収 入)この会の経費は次の各号の収入をもってこれに充てる。

1. 会費
2. 事業収入
3. 寄付金
4. その他

第 12 条(会 費)会員の年会費は次の通りとする。

1. 個人会費 2,000円
2. 団体会費 加入人員10名以下 10,000円  
加入人員11名以上 15,000円

第 13 条(会計年度)この会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

第 14 条(規約改正)この規約の改正は総会において出席者の3分の2以上の議決による。

- 付記
- 1 2003年4月 1日 制定
  - 2 2007年4月17日 一部改正